

(平成21年2月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から同年12月まで

結婚退職後に母親から国民年金手帳を受け取ったので、国民年金に加入していたと思う。保険料を納めていない期間については、昭和49年ごろにさかのぼって納付できる時期に納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの期間については、申立人の国民年金の任意加入日が48年1月28日となっているものの、申立人の所持する国民年金手帳の昭和47年度国民年金印紙検認記録欄に「4月分より6月分まで規則による検認済[A町]」のゴム印が押印されていることから、47年4月に国民年金に任意加入し、同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間のうち、昭和47年7月から同年12月までの期間については、同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料が納付されていたと推定すると、申立人が、あえて47年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年2月及び同年3月については、申立人は国民年金加入手続に関与しておらず、その状況は明らかでないなど、47年2月から加入していたと推認するのが困難であり、未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であったと考えられる上、別の国民年金手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

国民年金制度開始時は、自治会から加入手続をするように説明を受けたが、当時は内容がよく分からず加入しなかった。長男が小学校に入学した直後の昭和38年の初夏ごろに、A市役所か社会保険事務所の方に国民年金の必要性を説かれ、夫と共に加入手続を行った。その際、過去の未納分をさかのぼって支払える旨の説明を受け、どこまでの期間か明確な記憶は無いが、夫婦合わせて、三千数百円ぐらい一括で支払ったことは間違いない。年金請求時に同市役所の方に未納があると言われ、さかのぼって支払った旨を伝えたが、一切聞き入れてもらえなかった。支払った期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年4月から同年9月までの期間については、38年10月から39年3月までの国民年金保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人のA市の被保険者名簿には、昭和38年度の納付記録が6か月納付から12か月未納に訂正されており、社会保険庁の特殊台帳にも「38年度未納」と記載されているなど、行政側の記録管理に不手際が認められるほか、申立人と一緒に国民年金保険料を納付した申立人の夫の社会保険庁の特殊台帳及びオンライン記録には、昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料が納付済みとなっている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が39年9月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付で

きない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を三千数百円ぐらい夫婦合わせて一括納付したと主張しているが、実際の国民年金保険料額は 6,000 円と乖離しているなど、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、関係人から申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等も得られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年2月までの期間及び44年5月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年2月まで
② 昭和44年5月から45年3月まで

昭和40年4月に結婚し、同年9月にA町に転居した。実家から米穀通帳と国民年金手帳が送られてきたので、A町役場で国民年金の加入手続をした。保険料が1か月100円と安かったので、まとめて1年分1,200円を納付した覚えがある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場発行の国民年金手帳を所持しており、加入手続の際、その夫に国民年金に加入しても年金額は大したことないから加入しなくてもいいのではと言われたが、保険料が1か月100円と安かったので、申立人自身が同町役場で国民年金の加入手続をしたと主張しており、その夫も同様に証言している。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によると、昭和40年10月8日に台帳移管されていることが確認でき、さらに、申立人の国民年金手帳によると40年9月1日に強制から任意に種別変更されていることから、同年9月にA町に転入後、国民年金の加入手続が行われた可能性が高いと思われる。

加えて、この当時、保険料をまとめて1年分1,200円を納付した覚えがあるとの申立人の主張に不自然さは無く、基本的に信用できる。

その上、国民年金加入期間において、申立期間以外に未納は無く、申立人は任意加入であるとの意識はあり、納付意思があるにもかかわらず、申立期間のみ未納とする理由も見当たらず、昭和40年4月から納付したと考えるのが自然である。

そのほか、申立期間①直後の昭和 42 年 3 月から 44 年 3 月までの期間は平成 19 年 11 月に記録が訂正されているが、当該期間において申立人は任意加入者であったにもかかわらず、免除申請し追納している記録になっているなど、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年10月から39年3月まで

国民年金制度開始時は、自治会から加入手続をするように説明を受けたが、当時は内容がよく分からず加入しなかった。長男が小学校に入学した直後の昭和38年の初夏ごろに、A市役所か社会保険事務所の方に国民年金の必要性を説かれ、妻と共に加入手続を行った。その際、過去の未納分をさかのぼって支払える旨の説明を受け、どこまでの期間か明確な記憶は無いが、妻が私の分と合わせて、三千数百円ぐらい一括で支払ったことは間違いない。年金請求時に同市役所の方に未納があると言われ、さかのぼって支払った旨を伝えたが、一切聞き入れてもらえなかった。支払った期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人のA市の収入台帳には、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料が過年度納付された記録が認められるほか、申立人と一緒に国民年金保険料を納付した申立人の妻の社会保険庁の記録には、38年10月から39年3月までの国民年金保険料が納付済みとなっている。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月ごろに払い出されており、申立期間①の一部は時効により納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を三千数百円ぐらい夫婦合わせて一括納付したと主張しているが、実際の国民年金保険料額は6,000円

と乖離^{かいり}しているなど、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、関係人から申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等も得られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 10 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は国民年金にあまり関心が無く、昭和 51 年 3 月に結婚後、初めて年金加入の必要性を知った。結婚により A 市から B 市へ転居後、2 か月ないし 3 か月してから B 市役所の職員が夜自宅を訪問し、国民年金への加入及び 20 歳からの国民年金保険料の納付を勧奨した。私が一度に全部納付するのは無理と断ると、分割での支払と集金による徴収を提示されたので国民年金に加入した。支払回数、支払金額などは覚えていないがさかのぼって納めた。昭和 51 年度以後の期間については 51 年度が納付済みとなっているので、当然 52 年度も納付しているはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 5 月ごろに国民年金へ加入し、国民年金保険料は、B 市役所職員が夜自宅を訪問した際、20 歳からの保険料をさかのぼって納付したと述べているが、同年は特例納付実施期間ではないため申立期間①の保険料を納付することはできなかつた上、同市では特例納付及び過年度納付に係る保険料の収納業務は行っていながつた。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間②については、その前年度である昭和 51 年度が過年度納付されていることが確認できるが、51 年度及び申立期間②について申立人は、過年度納付の記憶は一切無いと述べていることから、申立期間の国民年金保険料納付の事実を推定することは困難である。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られない

上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の夫も昭和 51 年 3 月以前及び昭和 52 年度は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から51年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は昭和51年3月に結婚後、2か月ないし3か月してからA市役所の職員が夜自宅を訪問し、国民年金への加入及び20歳からの国民年金保険料の納付を勧奨した。国民年金に関しては妻に任せており、自分に未納期間があることは知らなかった。当時は市職員が集金に自宅を訪れたので妻が支払っていたのを覚えている。昭和51年度以後の期間については51年度が納付済みとなっているので、当然52年度も納付しているはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月ごろに国民年金へ加入し、国民年金保険料はA市役所職員が夜自宅を訪問した際、20歳からの保険料を申立人の妻がさかのぼって納付したと述べているが、同年は特例納付実施期間ではないため申立期間①の保険料を納付することはできなかつた上、同市では特例納付及び過年度納付に係る保険料の収納業務は行っていなかつた。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間②については、その前年度である昭和51年度が過年度納付されていることが確認できるが、51年度及び申立期間②について申立人の妻は、過年度納付の記憶は一切無いと述べていることから、申立期間の国民年金保険料納付の事実を推定することは困難である。

さらに、申立人の妻も昭和51年3月以前及び昭和52年度は未納である。

加えて、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入及び保険料納付について一切関与して

いない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 57 年 3 月まで

私は申立期間当時、国民年金と国民健康保険は同時に加入しなければならないと認識していた。体が弱かった私は昭和 54 年 9 月に厚生年金保険適用事業所退職後、国民健康保険に加入した。国民年金については、退職時に父親が加入手続をし、国民年金保険料も納付したと思う。申立期間が未加入未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に何ら関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっているものの、申立人自身がその母親に確認した結果、「申立人の保険料は納付しておらず、自分たち夫婦のみの保険料を納付していた」との証言が得られた。

また、申立期間は未加入期間で納付ができない期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 8 月時点では、既に申立期間は時効により納付できないこととなっている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの期間、53年10月から55年6月までの期間及び55年10月から平成4年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年3月まで
② 昭和53年10月から55年6月まで
③ 昭和55年10月から平成4年4月まで

私の国民年金保険料は、祖母が亡くなるまでは祖母が支払い、その後は母親が支払っていたので未納はあり得ない。未納となっているのは不自然である。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖母及び母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の祖母及び母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①、②及び③は、合計14年以上と長期間である上、申立人には申立期間①、②及び③以外にも未納期間が多く見受けられる。

さらに、申立期間③のうち、昭和56年4月から平成4年4月までの期間は、社会保険庁の特殊台帳に「不在被保険者 56. 4. 1」と記載されている上、A市の国民年金被保険者名簿にも、「不在者 56. 4. 1」と記載されており、昭和61年度から平成4年度までの納付記録に不在と記載されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から50年3月まで

私は昭和44年3月に厚生年金保険適用事業所を退職後、すぐに国民年金に加入したが、当初2年間は国民年金保険料を納付しなかった。その後督促状が来たため2年分の保険料をさかのぼってA市のB支所に納め、それ以降は毎月納付していた。申立期間が未納であるのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月に厚生年金保険適用事業所を退職後、すぐに国民年金に加入したと述べているが、社会保険庁の記録によれば申立人の国民年金手帳記号番号は、50年11月ごろ夫婦連番で払い出されており、その手続をした申立人の元夫の証言が得られないため、国民年金加入時の状況が不明である。

また、結婚後申立人が一緒に納めたとするその元夫にも申立人とおおむね同様の保険料未納期間が確認できる。

さらに、申立人は国民年金加入後、すぐに納付しなかった2年分の国民年金保険料をさかのぼってB支所で納めたと述べているが、同支所では過年度分の国民年金保険料の収納業務は行っていなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 25 日から 36 年 1 月 5 日まで
② 昭和 38 年 9 月 29 日から 46 年 9 月 10 日まで

昭和 33 年 5 月 10 日から 36 年 1 月 5 日までの期間及び 38 年 9 月 29 日から 46 年 9 月 10 日までの期間の二度にわたり A 市の B 社に勤務した。一緒に勤めた同僚には厚生年金保険加入記録が確認されたが、自分だけ記録が無い。この当時(②の期間) C 病院に入院し手術を受けたり、結婚して子供が生まれたりしており、健康保険証が無かったとは考えられない。当該期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料が無い。

申立期間①については、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 33 年 12 月 12 日に厚生年金保険被保険者資格喪失の受付がされ、健康保険証が返納されていることが確認できる。

また、申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間に申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号は連番となっており欠番が無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、すべての申立期間について、申立人から提出された事業主、同僚の在籍証明書及び証言から、申立期間において勤務していたことは推認できるものの、記載内容を裏付ける関連資料が無く、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月1日から50年3月31日まで
(A社)
② 昭和50年5月1日から52年9月30日まで
(B社)

昭和49年9月1日から50年3月31日までA社C店に勤務していた。同年5月1日から52年9月30日までD市のB社に勤務していた。これら申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたかどうかを記憶していない。

また、両申立期間において、雇用保険の加入を確認することができず、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、両申立期間において、国民年金に任意加入しており、国民年金保険料を納付している。

A社に係る申立期間①について、申立期間は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成10年2月1日より前の期間であり、当該事業所は、申立人の申立期間の厚生年金保険料は控除していないと回答している。

また、同僚については、申立人の記憶が不明瞭^{りょう}で証言を得ることができないため、申立てに係る事実を確認することができない。

B社に係る申立期間②について、当該事業所での厚生年金保険の加入記録のある同僚の証言により申立人が申立期間当時、B社の関連会社であるE社に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除についての

証言は得られない上、申立人が記憶している同僚の中にはB社及びE社において厚生年金保険の被保険者となっていない者が複数存在する。

また、当該事業所は、申立てに係る事実については当時の資料が無く不明と回答しており、社会保険庁の記録によると、申立期間におけるB社及びE社の健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 12 月 15 日まで
昭和 28 年 4 月に A 社へ入社して 35 年 12 月まで勤めた。その期間のうち、32 年から 34 年までの 3 年分の厚生年金保険加入期間の記録が漏れている。当時の主任が第二組合を 31 年に結成したが、その時は厚生年金保険への加入を断った。翌 32 年から強制加入になり同年から 34 年までは厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人は申立期間の毎年、おおむね 4 月から 12 月までの期間を定期作業員（季節労務者）として働いていることが、B 社に保存されている当時の A 社での申立人の雇用台帳に記載されており、勤務実態が確認できるものの、昭和 32 年 3 月 2 日に健康保険被保険者資格は新規取得しているが、厚生年金保険は未加入となっていることが併せて確認できる上、申立人は、当時の主任が第二組合を結成した翌年の 32 年に厚生年金保険に加入したと申し立てているが、当時の主任は「第二組合は A 社の正規職員のみで構成された組織であり、定期作業員の厚生年金保険について取り扱ったことは無かった」と証言しており、申立人の申立内容とは矛盾する。

さらに、社会保険庁の記録によると昭和 35 年 4 月 5 日に A 社における同種職の定期作業員 175 人が厚生年金保険被保険者資格を新規取得しており、申立人の記録もその中に確認できる上、当時の複数の同僚は「申立人だけが特別扱いされたことは無く、定期作業員の多数が同一時期に厚生年金保険被保

険者資格を新規取得した」と証言している。

加えて、B社は事業所照会にて「A社では季節労務者を昭和34年までは定期作業員として雇用していたが、35年からは常用作業員として雇用することになり厚生年金保険に加入したものである」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 10 月 5 日から 31 年 2 月 20 日まで
(A社)
② 昭和 31 年 8 月 11 日から 33 年 7 月 4 日まで
(B社)

昭和 29 年から 33 年までの勤務期間について、脱退手当金を受け取ったことになっているが、何も受け取っていないため、きちんと調べてほしい。脱退手当金請求書を書いた覚えも無いので当該記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は、適正に計算され支給額に誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和 34 年 4 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時は通算年金制度創設前で、女性の場合、退職時に脱退手当金を受給することは一般的である上、申立人のその後の年金加入状況からみても、当時、将来の年金受給について高い関心を有していたとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 4 月まで

昭和 50 年 10 月から 53 年 4 月ごろまでの間、A 市 B 町の C 社に勤務し仕事をしていた。

昭和 51 年ごろにはもうかいていないと感じていたが、事業所の閉鎖という話も無かった。厚生年金保険を脱退することについて説明も受けていない。53 年 4 月に会社が閉鎖になったことで退職した。同年 7 月から国民年金に加入しているので、同年 4 月ごろに C 社を退職したのは間違いないと思う。

厚生年金保険の加入期間になっていない昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 4 月までの間について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、C 社は昭和 51 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の役員及び同僚も同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

さらに、当時の上司から「申立人は昭和 51 年 9 月 30 日に C 社が廃業になった後、A 市 D 町に移り、その年の寒くなる前の 2 か月弱、社長と一緒に残務整理をしていた」との陳述を得ており、この当時雇用保険への加入も確認できない。

加えて、申立人は申立期間当時の事情を知る同僚の氏名等を覚えていない上、このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から33年5月31日まで
② 昭和33年10月25日から34年5月まで

A社での厚生年金保険の加入記録は、昭和33年6月から同年10月となっているが、私の記憶では、31年4月ごろから勤務しており、当時の社内旅行の記念写真が残っている。同じ時期に勤めていたのは、B氏、当時の状況を知る人はC氏である。申立期間について在職していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

申立期間①については、同僚の証言等から、申立人は昭和28年8月29日にD社を退職して、A社に入社し、同社が厚生年金保険適用事業所になる31年11月12日以前に退職、さらにE社の勤務を経て33年6月ごろに再びA社に入社した時点で厚生年金保険に加入したと推認される。

また、申立期間②については、同僚の証言から、昭和33年10月24日に同僚と共にA社を退職し、F社で勤務していたことが推認される。なお、同社は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が管理するA社及びE社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に申立期間における申立人及び申立期間と一緒に勤務していた同僚の氏名は確認できず、同名簿に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。